

令和7年9月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和7年9月18日開催

会 議 録

開催日時	令和7年9月18日(木) 午後7時00分 開会 午後7時35分 閉会																										
場 所	旭川市教育委員会 教育委員会室																										
出席者	教育長 及び委員	教育長 野崎 幸宏、 <small>教員職務代理者</small> 伊東 義晃、委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉、委員 坂田 葉子																									
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">坂本 考生</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">田村 司</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>中瀬 恭子</td> <td>社会教育部次長</td> <td>松野郷正文</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>田村 貴史</td> <td>文化振興課長</td> <td>坂本 剛</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長</td> <td>板東 俊光</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>江渕 賢一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>山下 聡司</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司	学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	松野郷正文	学校教育部主幹	田村 貴史	文化振興課長	坂本 剛	学校施設課長	板東 俊光			学務課長	江渕 賢一			教職員課長	山下 聡司		
	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司																							
	学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	松野郷正文																							
学校教育部主幹	田村 貴史	文化振興課長	坂本 剛																								
学校施設課長	板東 俊光																										
学務課長	江渕 賢一																										
教職員課長	山下 聡司																										
事務局	事務局職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">教育政策課主査</td> <td style="width: 33%;">篠原 広光</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主査</td> <td>朝倉 裕幸</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		教育政策課主査	篠原 広光			教育政策課主査	朝倉 裕幸																		
教育政策課主査	篠原 広光																										
教育政策課主査	朝倉 裕幸																										
傍聴者	0人																										
公開・非公開の別	一部非公開																										
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について ・議案第2号 令和7年度旭川市文化賞受賞者の決定について ・報告第1号 令和8年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択(臨時代理)について ・報告第2号 令和7年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市議会令和7年第3回定例会の教育委員会関連議案について 6 その他 7 閉会 																										

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和7年9月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は伊東委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和6年9月定例会の会議録については、会議録署名委員に本田委員と山崎委員を指名しておりましたが、本田委員が退任されたため、改めて伊東委員と山崎委員を指名したいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>それでは、令和6年9月定例会の会議録署名委員には伊東委員と山崎委員を指名します。</p>
各 委 員 長	<p>令和6年9月定例会、10月定例会、11月定例会、12月定例会及び令和7年1月定例会の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、その内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、これらを承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和6年9月定例会、10月定例会、11月定例会、12月定例会及び令和7年1月定例会の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、令和7年2月定例会、3月定例会、4月定例会、5月定例会、6月定例会、7月定例会及び8月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、これら7回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審議事項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>
各 委 員	<p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第1号及び議案第2号、報告第1号から報告第5号まで、報告事項(1)は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>

教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号及び議案第2号、報告第1号から報告第5号まで、報告事項(1)は、秘密会といたします。</p> <p>また、議案第1号及び議案第2号、報告第3号から報告第5号までは、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号及び議案第2号、報告第3号から報告第5号までは、会議録には概要を記載することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 そ の 他 》</p>
教 育 委 員 長	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
教 育 長	<p>《 秘 密 会 》</p>
教 育 長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p><議案第1号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」> 令和7年9月18日から令和8年2月3日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><議案第2号「令和7年度旭川市文化賞受賞者について」> 令和7年度旭川市文化賞受賞者の推薦状況、選考経過及び決定理由について説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
教 育 長	<p>次に、報告第1号「令和8年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択(臨時代理)について」、報告願います。</p>
学 務 課 長	<p>本件につきましては、令和7年8月定例教育委員会会議において御審議いただく予定でありましたが、北海道教育委員会の採択が遅れたため、一旦議案を取り下げさせていただいたものでございます。</p> <p>令和7年8月28日付けで、北海道教育委員会から通知があり、北海道教育委員会が採択した「令和8年度使用小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用一般図書採択一覧」に掲載されている一般図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、令和8年度に使用する旭川市立小学校及び中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として、同年8月31日付けで教育長が臨時に代理し、採択を行いましたので、御報告いたします。</p> <p>なお、一覧の内容につきましては、案の時点からの変更はございませんでしたので、併せて、御報告させていただきます。</p>
教 育 長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p>

各教	委員	長	ありません。 それでは、報告第1号「令和8年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各教	委員	長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第1号については、報告のとおり了承します。 次に、報告第2号「令和7年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。
学務課	課長		本件は、令和7年度旭川市一般会計補正予算について、旭川市議会令和7年第3回定例会に議案を提出するよう、市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。 補正する事業は、統廃合等通学支援費補正額40万円の1事業でございます。内容といたしましては、中央中学校に統廃合となった旧聖園中学校の校区内に市内のバス事業者が新たにバス停留所を設置するに当たり、その設置に要する経費の一部を負担金としてバス事業者に支出することにより、中央中学校に通学する生徒の通学手段の確保及び利便性の向上を図ろうとするものであります。なお、新たなバス停留所については、バス事業者のダイヤ改正に合わせ、本年11月までに3条西4丁目に設置される予定であります。財源は、全額一般財源となっております。
教山学	育崎委 務課長	委員 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。 停留所を設置する場所は、あまり大きな通りではないですね。 吉田病院の近くとなりますが、4条通から1条通へ向かう道路に設置する予定であり、現状では、3路線のバスが運行しております。
教	育	長	4条通を通る路線がなくなってしまったことから、できるだけ近い場所に再度、停留所を設置したいというところでした。バス事業者からは新規の路線をつくることは困難であるが、既存の路線の中で、一番近いところに停留所を設置することであれば可能であるとの提案があったため、この度、設置を依頼し、経費の一部をバス事業者に支出しようとするものです。
教各教	育委 育	委員 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告第2号「令和7年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各教	委員	長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第2号については、報告のとおり了承します。
			<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和7年9月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
			<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）につ

<p>教 育 長 学 校 施 設 課 長</p>	<p>いて」> 令和7年8月1日から同月22日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）」について> 令和7年8月13日から同月26日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>次に、報告事項（1）「旭川市議会令和7年第3回定例会の教育委員会関連議案について」、報告願います。</p> <p>学校施設の工事に関する専決処分が1件ございます。</p> <p>豊岡小学校屋体増改築工事の契約締結後の労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、契約約款に定めるインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額変更しようとするものです。</p> <p>予定価格が1億5,000万円以上の工事契約は、議会の議決に付さなければならぬと条例で定められており、議決を経て締結した工事契約の契約金額の変更については、その増減額が契約金額の10分の1以内の額、ただし、10分の1以内の額が2,000万円を超える場合は、2,000万円以内の場合は、市長による専決処分が認められておりますことから、令和7年8月18日に専決処分したところであり、同年9月26日から開会予定の旭川市議会令和7年第3回定例会で専決処分の報告をすることとしております。</p> <p>ここで、豊岡小学校の整備状況について御説明します。豊岡小学校は、令和4年度から令和9年度にかけて校舎、屋内運動場の増改築工事を進めており、校舎は令和6年4月から供用開始いたしました。</p> <p>また、今回変更契約を締結した屋内運動場は、令和8年3月の供用開始を予定しており、その後、グラウンドを整備し、令和9年11月からの全面供用を予定しております。</p>
<p>教 育 長 各 教 育 長</p>	<p>本報告について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（1）「旭川市議会令和7年第3回定例会の教育委員会関連議案について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>教 育 長 各 事 務 局 長</p>	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和7年9月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>